

## 睡眠貯金残高・権利消滅額の推移

### 1 睡眠貯金残高

(単位：億円)

区分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
睡眠貯金残高	1,969	2,014	2,085	3,252	4,312	4,525	4,589

区分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
睡眠貯金残高	4,749	4,482	4,347	4,515	3,933	3,524	3,476

区分	令和3年度末	令和4年度末
睡眠貯金残高	3,243	2,970

注1： 睡眠貯金は、定額郵便貯金等が満期となり、通常郵便貯金となった後10年間預入、払戻し等の取扱いがないため、旧郵便貯金法第40条の2第1項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金です。

注2： 軍事郵便貯金等の残高(46億円)を含んでいます。

### 2 権利消滅額

(単位：億円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
権利消滅額	48	29	37	234	90	75	83

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
権利消滅額	163	150	68	37	85	64	369

区分	令和3年度	令和4年度
権利消滅額	457	197

注1： 郵便貯金及び郵便貯金払戻証書の権利消滅額です。

注2： 満期を経過した郵便貯金は、満期後20年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合には、権利消滅のご案内(催告書)を送り、その後2か月を経っても払戻しのご請求等がない場合には、旧郵便貯金法により郵便貯金の権利は消滅します。

注3： 平成19年10月1日以降に発行した郵便貯金払戻証書は、発行の日から6か月の有効期間を経過後、3年の間、再交付のご請求がない場合には、旧郵便貯金法により払戻金に関する権利は消滅します。